

みどりのたより

45号

平成22年4月22日

CONTENTS

●農薬の適正使用に関する最近の指導通知

I 基本的事項に係る指導通知

- ◇農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令・・・・・・・・・・1
- ◇農薬の販売禁止を定める省令の一部を改正する省令について・・・・・・・・3
- ◇試験研究の目的で農薬を使用する場合の留意事項について・・・・・・・・4
- ◇農薬取締法第3条第2項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について（登録保留基準の改正）・・・・・・・・5

II 危害防止のための対応に係る指導通知

- ◇平成21年度農薬危害防止運動の実施について・・・・・・・・6
- ◇飼料の有害物質の指導基準の一部改正について・・・・・・・・13
- ◇稲を適用作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて・・・・・・・・14
- ◇飼料として使用する籾米への農薬使用について・・・・・・・・15
- ◇花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取り組みの推進について・・・・16
- ◇除草剤の田植え同時処理への適用拡大について・・・・・・・・17

III 特定農薬（特定防除資材）関連

- ◇特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について・・18
- ◇特定防除資材（特定農薬）の指定のための評価に関する指針の一部改正について・・・・・・・・19

- ◇特定農薬（特定防除資材）の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について・・・・・・・・17

IV 農薬残留関連

- ◇「食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について・・・・・・・・17
- ◇食品、添加物等の規格基準の改正について・・・・・・・・19

V 参考資料

- ◇農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について・・・・・・・・20
- ◇ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成20年度調査結果・・・・・・・・22
- ◇平成16年度農産物中の残留農薬検査結果とりまとめ・・・・・・・・23

●公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルに対する意見の募集について・・・・・・・・23

●協会からのお知らせ

- ◇「緑の安全管理士」認定研修及び管理士会支部大会(含む更新研修)日程・・24
- ◇講師派遣事業の実施・・・・・・・・25
- ◇電話相談室の設置・・・・・・・・25
- ◇定例理事会及び総会・・・・・・・・25
- ◇「グリーン農薬総覧」追補2010版の刊行について・・・・・・・・25

御 挨拶

大変遅くなりましたが、みどりのたより 45号をお届けします。

本来、緑の安全推進協会会員及び緑の安全管理士の皆様に、タイムリーに情報をお届けする媒体としての役割を担う本誌が、諸般の事情から、なかなか機動的な発行ができず、ご迷惑をおかけしてまいりました。

このたび、編集方針を大幅に変え、情報の鮮度を重視し、もっと手軽に、お手元に届けられるよう、簡易印刷の冊子にし、不定期ではありますが、発行頻度を増やしてゆくことにいたしました。

今後とも、読者の皆様のお役に立ち、気軽にご活用いただける「たより」になることを目指し努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

みどりのたより編集部一同

●農薬の適正使用に関する最近の指導通知

はじめに

農薬は、農作物の生産、緑の保全に欠くことの出来ない重要な生産資材です。更に、農薬の安全性を確保するには、先ず法令順守（コンプライアンス）の徹底が重要です。

農薬の適正使用の徹底を期すため、具体的に各種法令が関係者に通知されています。ここでは関係通知の中から、最近のものを選定し、その概要について整理・取りまとめました。

スペース等の関係から、必ずしも表示・解説について十分に記しえなかった箇所もありますのでご留意ください。

農薬取締法（その目的）

農薬については、農薬取締法（昭和 23 年 7 月 1 日法律第 82 号）に基づき規制されています。

農薬取締法は、第一条で「この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする」としています。

I 基本的事項に係る指導通知

1 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

平成 15 年 3 月 7 日付け
(最終改正：平成 17 年 6 月 21 日)
農林水産省・環境省令 第 5 号

主 旨

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第十二条第一項の規定*¹に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

* 1：一農薬取締法一

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

概 要

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
 - 二 農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
 - 三 規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
 - 四 規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
 - 五 規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イ以外の場合には、規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数
2. 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一(略)に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する製剤及び臭化メチルを含有する製剤を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置

を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

2 農薬の販売禁止を定める省令の一部を改正する省令について

平成 15 年 3 月 7 日付け

農林水産省令 第 15 号

(最終改正：平成 22 年 3 月 31 日)

農林水産省令 第 24 号

主 旨

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 9 条第 2 項の規定*2に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

*2：一農薬取締法一

第九条 販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第六条の三第一項（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項において同じ。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令をもって、販売者に対し、農薬につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

概 要

農薬の販売の禁止を定める省令について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）における農薬用途に関連する物質の追加等に伴い、6 物質が追加された。

主な改正の内容は次のとおり

追加物質	用途	改正内容
クロルデコン	農薬	新たに禁止
α -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロシクロヘキサン	リンデンの副生成物	新たに禁止
β -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロシクロヘキサン	リンデンの副生成物	新たに禁止
γ -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロシクロヘキサン (リンデン)	農薬	別名「ガンマ BHC」の名称変更
ペンタクロベンゼン	農薬、農薬製造時の副生成物	新たに禁止
ケルセン (ジコホル)	農薬	新たに禁止

3 試験研究の目的で農薬を使用等する場合の留意事項について

農林水産省消費・安全局長から
地方農政局長 関係団体の長あて

平成 20 年 10 月 3 日付け
20 消安第 7237 号

主 旨

試験研究の目的で使用される農薬及び農薬の使用に係る試験研究に供された収穫物等について、より一層の厳重な取扱いを行うことを改めて指導したもの。

概 要

農薬登録を受けないで農薬を使用できる試験研究の範囲を逸脱して、使用が禁止されている農薬が使用されていたこと、これらの農薬が適切に管理されていないこと等の事実が明らかとなったことから、試験研究の目的で使用される農薬及び農薬の使用に係る試験研究に供された収穫物等について、下記の事項につき、遺漏なきよう関係者に対し周知徹底するようお願いする。

記

- 1 使用禁止農薬について、使用の禁上に関する規定の適用を受けない場合として、試験研究の目的で農薬を使用する場合が定められている。
この試験研究の目的で農薬を使用する場合とは、登録を受けるために必要な試験成績を作成する等の試験、実験、研究、開発、検査等に使用する場合に限られている。
したがって、これらの場合以外は、使用禁止農薬の使用は決して行わないこと。
- 2 試験研究の目的で使用される使用禁止農薬については、法令に基づく管理を徹底するとともに、その種類や数量の把握を十分に行うなど、適切な管理体制を構築し、紛失、盗難等があった場合には、速やかにその旨を農産安全管理課農薬対策室に報告すること。
- 3 使用禁止農薬に係る試験研究終了後は、使用した農薬、農作物等について、適切に保管又は処分等すること。
- 4 試験研究の目的で使用される使用禁止農薬については、必要な最小限度の量の使用に止めるとともに、安全対策に万全を期すこと。

4 「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について

〔農林水産省消費・安全局長から
関係団体の長あて〕

平成20年11月13日付け
20消安第8101号

主 旨

環境省から、農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準（いわゆる農薬登録保留基準）のうち、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」を、魚介類へ残留農薬基準が設定されることを踏まえて見直した旨の通知があった。

概 要

近年、一部の国産貝類から食品衛生法に基づく基準を超える農薬が検出されたことを背景として、農薬によって汚染される水産動植物またはその加工品を人が摂取することによって健康被害が生じないように、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」に、新たに水産動植物経由の農薬摂取のリスク管理を勘案した事項を追加することとした。

(1) 農薬を一般的な用法で使用した場合に、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はそれを加工した食品が食品衛生法に基づく規格を満たさない場合は登録保留とする旨の項目を新たに追加する。

追加される事項は、「①食品、添加物等の規格基準(いわゆる「残留基準」。)に魚介類への残留基準が定められている場合であって(「本基準」又は「暫定基準」、これに適合しないもの、②食品衛生法に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(いわゆる「一律基準」。))を超過するもの」を従来の基準と併せていずれかに該当する場合は登録を保留する。

(2) 新たに追加するものの適用日(省略)

(3) 評価の手法等は、環境中予測濃度(水濁 PEC)、又は厚生労働省研究班により報告された魚介類への推定残留量を基準値と比較し、基準値を上回るときに登録を保留する。

II 危害防止のための対応に係る指導通知

1 平成21年度農薬危害防止運動の実施について

〔厚生労働省医薬食品局長
農林水産省消費・安全局長
から
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区長 あて〕

平成21年5月26日付け
薬食発第0526001号
21消安第1135号

主 旨

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいている。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用についての指導についても、御協力いただいている。

しかしながら、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準に違反した事例が散見されている。

また、昨年度、販売及び使用が禁止されている農薬を使用した事例が確認された。

一方、昨今のみつばちの減少問題では、その背景として農薬も一因ではないかと考えられていることから、さらなる連携強化が必要とされている。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施する。

概 要

(別紙) 農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく取締り等に努めてきた。

また、食品衛生法に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められている。

しかしながら、農薬の使用に当たって、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の使用に伴う人や家畜等に対する被害の発生及び農薬の本来の目的とは異なる使用や悪用が、依然として散見される。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等へ健康影響に対する配慮が強く求められており、あらゆる面で農薬の安全かつ適正な使用の必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病害虫の抑制に効果を示す資材が販売及び使用された事例があったが、当該資材は無登録農薬に該当する。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成21年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組む。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

国は、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行う。

都道府県、保健所設置市及び特別区は、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図り、農薬使用者、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図る。

第5 実施事項

1 農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発

(1)普及啓発の強化

ア 広報誌等による普及啓発

イ 農薬使用者・販売者等に対する農薬の取扱い等に関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、高齢者、子供等が誤飲する状況
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は睡眠不足
- (3) 病中病後や睡眠不足等、体調の万全でない状態で散布作業に従事した
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事した
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事した
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者が農薬に暴露した
- (7) 散布途中の喫煙又は散布後農薬が付着した手で食事をした
- (8) 防除器具等の点検不備により、農薬散布者が薬液を浴びる状況
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布した
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかった
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等、農薬を不適正な方法で使用した

2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- (2) 農薬を他の容器(清涼飲料水の容器等)へ移し替えない。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

- (4) 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、安全かつ適正に使用する。また、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- (8) 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機(多孔ホース噴頭)の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てるなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意する。
- (10) ミツバチに被害を及ぼさないよう、農薬を散布するときは養ほう家と緊密な連携を行い、事前に農薬使用の情報提供を行う等対策を講ずる。
- (11) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- (12) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにする。
- (13) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守する。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、被覆を完全に行う。
- (14) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- (15) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、あるいは気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- (16) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- (17) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行う。

また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理する。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。

- (18) 毒劇物たる農薬については、毒劇及び劇物取締法上の登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与してはならない。
- (19) 農薬の空容器、空袋の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行う。

- (2)医療機関等との連携
- (3)適切な保管管理の徹底
- (4)農薬の適正処理

2 農薬の適正使用等についての指導等

- (1)農薬使用基準の遵守
- (2)農薬の不適正使用防止対策

農薬使用者及び農薬使用を委託する者に対し、「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう指導する。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用

2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。

- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

(3)無登録農薬の疑いがある資材

ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、葉面散布等農薬と同様の使用方法を推奨している資材の中には、農薬の効果を謳った、又は病害虫の抑制効果を示す資材が販売及び使用されている事例が見られる。これらの資材は、無登録農薬の疑いがあり、安全性や効果が保証されたものではないことから、使用しない。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供する。

(4)農薬取締法上販売及び使用が禁止されている農薬

販売及び使用が禁止されている農薬(有機水銀剤、パラチオン剤等)が自宅の倉庫等で発見された場合は、関係法令を遵守し適切に処理する。

(5)農薬使用に当たっての留意事項

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。

ア ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認するとともに、農薬の適正使用を徹底する。特に、

- ①育苗箱等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する、
- ②水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる、
- ③農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。

また、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意する。

ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも飛散することを考慮して、それぞれの収穫時期を確認したうえ、農薬の選択や使用方法に十分注意する。

エ 有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意する。

オ やむを得ず現地混用を行う場合は、現地混用に関する情報提供に努めるとともに、当該注意事項を遵守する。

(6)住宅地等における農薬使用

ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、農薬の飛散が、周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前通知の実施等により周辺住民に対して配慮する。

イ 公園等一般場面

学校、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園、市民農園における農薬使用者等に対し、農薬を使用する場合には、農薬の選択、使用方法の検討、事前通知の実施等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行う。（「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 H607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水。大気環境局長通知）参照）

(7) 土壌くん蒸剤の使用

土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底する。（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

(8) 航空防除における農薬使用

ア 関係法令を遵守し、散布日や使用する農薬の種類等について事前通知を実施し危害防止に万全を期すことを徹底する。

(9) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要なに応じて健康診断を受診するよう指導する。

3 農薬の適正販売についての指導等

- (1) 関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。
- (2) 農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用して販売しないよう指導を徹底する。
- (3) 毒物や劇物に指定された農薬の販売に当たっては十分注意するよう指導する。

4 環境への危害防止対策

- (1) 昨今、みつばちについて、関係者等が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報提供を行う等、これまで以上に取組みを強化する。（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年 9 月 12 日付け 17 消安第 5679 号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）参照）
- (2) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るための対策を実施する。
- (3) 臭化メチルを不可欠用途として使用する際は、その使用量及び排出量を削減するよう指導するとともに、臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

2 飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

〔農林水産省消費・安全局長から
都道府県知事 あて〕

平成 21 年 1 月 29 日付け
20 消安第 10846 号

主 旨

「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63B 畜第 2050 号 畜産局長通知）」を改正した。

概 要

1 新たに 31 農薬について稲わら及び発酵粗飼料の残留農薬の指導基準が設定された。さらにそのうち 4 農薬について次の対策を講じる。当該対策は今後見直しを検討する。

(1) フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。

(2) イミダクロプリド、テブフェノジド又はブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）の給与割合は、当分の間、飼料全体の概ね 7 割以下に抑えること。

2 新たに指導基準を定めた稲わら及び稲発酵粗飼料について

稲わら及び稲発酵粗飼料については、「飼料及び飼料添加物の成分の規格等に関する省令」の別表第 1 の 1 の (1) のセに定める牧草の基準値*3の対象外とする。

*3：—飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律—

第 3 条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

—飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令—

第 1 条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第 1 に定めるところによる。

3 稲を適用作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて

〔農林水産省消費・安全局 都道府県畜産主務部長あて
畜水産安全管理課長
から〕

平成 21 年 1 月 29 日付け
20 消安第 10847 号

主 旨

「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63B 畜第 2050 号 畜産局長通知）」を改正し、稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準を制定した。

概要

指導基準を定めた農薬及びそれらを使用した飼料の取扱い

(1) フサライドについて

「稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル」に記載された農薬でないことから、今後とも稲発酵粗飼料の生産の際には使用しない

(2) イミダクロプリド、テブフェノジド及びブプロフェジンについて

通常の飼養管理では粗飼料の給与割合は7割以下で、稲わら等における農薬の残留実態を踏まえれば、畜産物の残留基準を超えることはない。今後とも適切な飼養管理を行う。

(3) エトフェンプロックス及びトリシクラゾールについて

畜産物の残留基準として、暫定的な一律基準（0.01ppm）が設定されている。JMPRの方法に基づいて算出した畜産物の残留濃度及び農作物の基準値から推定した農薬の摂取量はADIの8割未満であることから、ヒトの健康に悪影響をおよぼす可能性は低い。2農薬を使用した稲わらを給与した結果、家畜に健康被害の事例がない。

今後、畜産物の残留基準を設定するがそれまでは従前通りの取扱とする。

4 飼料として使用する籾米への農薬使用について

農林水産省消費・安全局 農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長 から	都道府県農薬主務部長 畜産農薬主務部長 あて	平成21年4月20日 21消安第658号 21生畜第223号
--	------------------------------	--------------------------------------

主旨

飼料として籾米を使用する場合は、出穂期以降に農薬を散布した場合は籾摺りをして給餌する。
籾米のまま給餌する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控える。

概要

稲に適用がある農薬は、飼料用米として利用される稲に対しても使用できるが、籾は一般的には玄米と比較すると農薬残留濃度が高いことが知られている。

籾米を飼料として使用することは取り組み事例が少なく、農薬の残留濃度等についての知見が十分得られていない。

飼料用米の安全確保の観点から、下記の対策により農薬残留の低減措置を図る。

当該対策は「多収米栽培マニュアル」にも記載している。

今後、データが得られれば適宜見直す。

記

- 1 飼料用米について、出穂期以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは籾摺りをして玄米で給餌する。

- 2 籾のまま、もしくは籾殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控える。

参考：農薬残留低減措置における「出穂期」の定義について

当該農薬残留低減措置は、穂への農薬の付着を低減する観点から行うものであり、この場合の「出穂期」とは、ほ場において出穂した個体が初めて確認される時期のこと。

5 花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について

〔農林水産省消費・安全局長 生産局長 から 地方農政局等あて〕	平成 21 年 7 月 24 日付け
	21 消安第 4359 号
	21 生産第 2926 号

主 旨

花粉交配用みつばちの安定的な確保に向けた取組について都道府県、園芸産地と養蜂農家等との間の連絡体制を整備、相互に連携し需給のマッチングに努める。

概 要

みつばちは、はちみつ等の有用な畜産物の生産のみならず、園芸作物の花粉交配には不可欠であり、重要な役割を担っている。

しかしながら、本年春、全国各地の産地において花粉交配用みつばちが確保ができない事態が発生し、社会的な問題に発展しました。

本年秋以降、安定的に花粉交配用みつばちが活用できるよう、下記の点について、貴管内の各都県に対して協力要請及び農業団体、養蜂関係団体等に対する協力要議に係る依頼をお願いします。

記

1. 都道府県においては、
 - (1) 園芸産地における、花粉交配用みつばちの時期別の需要量を的確に把握し、園芸産地と養蜂農家等との間の連絡体制を整備する等により、需給のマッチングに努める
 - (2) 農薬散布によるみつばち被害事故を防止するため、農薬散布時期や蜂場の位置と設置時期に関する情報の交換、連絡体制を整備する、相互に連携が図れるよう努める等により、都道府県内におけるみつばちの安定的な増殖及び花粉交配用みつばちの安定供給に努める。
2. 花粉交配用みつばちの利用者においては、
 - (1) 養蜂農家やみつばち供給業者との連携を密にし、必要数量の増殖を依頼する
 - (2) 必要数量確保の見込みについて確認し、早めに都道府県へ報告する
 - (3) 施設内でみつばちを利用する場合には、適切な場所への巣箱の設置、給餌、施設内の温度管理等に配慮すること等により、みつばちの確保と長期利用に努める。

3. 養蜂農家においては、

- (1) 依頼を受けた花粉交配用みつばちの確保が困難なことが見込まれた場合は、供給先へのすみやかな情報伝達に努めること
- (2) 飼養管理技術向上に資する情報提供や指導・助言を行うこと等により、花粉交配用みつばちの安定的確保に協力していただきたい。

6 除草剤の田植同時処理への適用拡大について

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
課長補佐(農薬検査班) から
地方農政局消費・安全部安全管理課長等あて

平成 21 年 8 月 21 日付け
事務連絡

主 旨

22 年産の植付けを行う水稻からは、使用時期が「移植直後」の適用しかない農薬は、田植同時処理には使用できない

概 要

田植機に農薬散布装置を付属させ、田植と農薬散布の「田植同時処理」が行われています。

現行の除草剤の農薬登録における使用時期には、「移植時」という登録がないため、使用時期が「移植直後」である農薬を田植同時処理に使用可能としています。

しかしながら、「移植直後」では、薬害を生じる可能性があるため、田植同時処理農薬について、「移植時」の薬効薬害試験成績の整備をすすめてきました。

今般、同試験成績の整備が終了し、使用時期に「移植時」を加える登録が進むことから、22 年産の植付けを行う水稻からは、使用時期が「移植直後」の適用しかない農薬は、田植同時処理には使用できないこととなる。

Ⅲ 特定農薬（特定防除資材）関連

1 特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の留意事項について

農林水産省 消費・安全局長 都道府県知事あて
環境省 水・大気環境局長
から

平成 21 年 3 月 2 日付け
環水大土発第 090302001 号
20 消安第 11885 号

主 旨

特定農薬として、現在、重曹、食酢及び土着天敵が指定されている。このうち、土着天敵については、同一の都道府県内で採取されたものに限っていた。

土着天敵の増殖利用は、必要な管理措置を遵守する限り、土着天敵の利用として解釈する。

概 要

土着天敵については、他の都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できなかつたことから、同一の都道府県内で採取されたものに限ってきた。土着天敵の増殖利用も他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼす可能性があると考えられたことから、土着天敵の増殖利用は、土着天敵の利用にあたらぬとして解釈し、行わないよう指導してきた。

しかしながら、土着天敵の増殖に関する全国的な調査結果をもとに、土着天敵の増殖利用による環境影響を回避するために必要な管理措置をとりまとめ、土着天敵の増殖利用については、下記の事項を遵守する限りにおいては、土着天敵の利用として解釈することとした。土着天敵の増殖利用に係る者に対し下記の事項を遵守するよう、指導及び監視の徹底をお願いする。

記

- 1 増殖を行う規模等を記録する。
- 2 増殖した土着天敵を譲渡する者は、都道府県知事に届け出る。
- 3 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先が同一の都道府県内にあること及び再増殖の規模、再譲渡の有無を確認するとともに、他の都道府県において使用することのないことを確認し、土着天敵を譲渡した年月日、譲渡先及び譲渡量を記録し保存する。
- 4 増殖した土着天敵を再譲渡する者は、3の増殖した土着天敵を譲渡する者と同等の管理措置をとるとともに、譲渡を受けた年月日、譲受先及び譲受数量を記載し、保存する。
- 5 土着天敵を使用する者は、他の都道府県において使用しない、使用場所及び使用年月日を記録する。
- 6 増殖した土着天敵を譲渡する者と譲渡を受ける者は、増殖した土着天敵の取扱いに関する取決めを締結すること。
- 7 2の届け出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視を行う。

2 特定防除資材(特定農薬)の指定のための評価に関する指針の一部改正について

農林水産省消費・安全局長 環境省水・大気環境局長 から	都道府県知事 関係団体の長 あて	平成 21 年 7 月 13 日付け
		21 消安第 2712 号
		環水大土発第 090713001 号

主 旨

特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すもの。

概 要

薬効や安全性の評価に関する基本的考え方、指定の手続き、指定の手順、評価に必要な資料（資料の種類）及び評価の目安が示された。

「http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/pdf/sisin_honbun.pdf」 参照

3 特定防除資材(特定農薬)の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長
から
都道府県農林・環境担当部局長
関係団体の長あて

平成 21 年 11 月 5 日付け
21 消安第 8305 号
環水土発第 091105001 号

主 旨

特定防除資材(特定農薬)の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例が示された。

概 要

「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針について」(平成 16 年 3 月 1 日付け 15 消安第 6522 号・環水土発第 040301001 号農林水産省消費・安全局長・環境省環境管理局水環境部長通知)を平成 21 年 7 月 13 日付けで改正したことに伴い、新たに特定防除資材(特定農薬)の指定に関する資料概要の様式及び記入例を別紙のとおり作成した。旧様式通知は廃止した。

「http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/pdf/yosiki_honbun.pdf」参照

IV 農薬残留関連

1 「食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)」及び「国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について

農林水産省消費・安全局長
プレスリリース

平成 21 年 3 月 31 日付け
20 消安第 12012 号
平成 20 年 6 月 13 日付け
20 消安第 1431 号

主 旨

農林水産省が実施した「食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)」及び「国内産農産物に係る農薬の使用状況及び残留実態調査」の調査点検結果のとりまとめ。

概 要

農薬の使用状況調査では、調査した農家のほとんどが適正に使用していること、農薬の残留状況調査では、分析した農産物のうち、2 点を除いて、食品衛生法による残留農薬基準値を大きく下回っていることが確認されました。

なお、残留農薬基準値を超過した農産物について、通常の量を摂食した場合でも、健康に影響を及ぼす恐れはありません。

調査結果を受けて、農家等使用者に対し改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請した。

2 食品、添加物等の規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次改正し公表している。

過去1年間に下記の農薬成分について、これまで暫定基準、一律基準として設定していたものを改訂し、新たな残留農薬基準として公表している。

- 平成21年5月8日付け食安基発第0508002号（アミトラズ、エトキサゾール及びシロマジン）
- 平成21年6月4日付け食安発第0604002号（アメトリン、インダノファン、エチプロール、オリサストロビン、カフェンストロール、ジクロルミド、ジメトモルフ、1-ナフタレン酢酸、ハロスルフロンメチンレ、ピラフルフェンエチル、フェンアミドン、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルベンジアミド、ベンゾビシクロン、ベンチアバリカルブイソプロピル、ベンフレセート、マンジプロパミド及びメフェナセット並びに農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン及びオキシロニック酸）
- 平成21年7月2日付け食安基発0702第2号（カズサホス、クロチアニジン、チアメトキサム、フェンブコナゾール及びフロニカミド）
- 平成21年9月28日付け食安発0928第1号（クロラントラニリプロール、メタフルミゾン及びヨウ化メチル）
- 平成22年1月18日付け食安基発0118第2号（イミシアホス及びピラスルホトール）
- 平成22年2月18日付け食安発0218第1号（アセキノシル、テフリルトリオン及びプロヒドロジャスモン）

新しい基準値は下記ホームページで確認できます。

財団法人 日本食品化学研究振興財団

<http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/search.html>

V 参考資料

1 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

農林水産省では、厚生労働省と連携して、年度ごとの農薬の使用に伴う事故及び被害の実態調査を都道府県を通じて行っています。平成20年度の調査結果が取りまとめられました。

(1) . 人に対する事故 (件 (人))

年度		16	17	18	19	20
区分						
死亡	散布中	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	誤用	1 (1)	6 (6)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
	小計	2 (2)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	3 (3)
中毒	散布中	17 (39)	11 (26)	8 (11)	10 (26)	7 (38)
	誤用	14 (15)	12 (12)	11 (17)	9 (9)	9 (24)
	小計	31 (54)	23 (38)	19 (28)	19 (35)	16 (62)
計		33 (56)	29 (44)	25 (34)	19 (35)	19 (65)

(注) 集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。

区分欄の「誤用」とは、誤飲、誤食等を指し、自他殺は含めない。

(原因別) (件 (人))

年度	16	17	18	19	20
原因					
マスク、メガネ、服装等 装備不十分	4 (4)	3 (3)	5 (5)	2 (2)	2 (2)
強風中や風下での散布 等本人の不注意	6 (6)	2 (2)	5 (5)	4 (4)	1 (2)
長時間散布や不健康状 態での散布	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
保管管理不良、泥酔等に よる誤飲誤食	3 (3)	5 (5)	5 (11)	3 (3)	7 (16)
農薬使用後の作業管理 不良	2 (10)	5 (20)	2 (4)	2 (18)	4 (16)
散布農薬のドリフトに よるもの	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (23)
体質的アレルギーによ るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
薬液運搬中の容器破損、 転倒等	1 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (5)

防除器の故障、操作ミス によるもの	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	1 (2)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
原因不明	11 (11)	7 (7)	7 (8)	6 (6)	1 (1)
計	33 (56)	29 (44)	25 (34)	19 (35)	19 (65)

(2) . 農作物、家畜等に対する被害

(件)

年度	16	17	18	19	20
被害対象					
農作物	8	16	6	8	17
家畜	0	1	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
蜜蜂	1	1	4	2	2
魚類	6	9	11	8	5
計	15	27	21	18	24

(3) . 自動車、建築物等構造物に対する被害

(件)

年度	16	17	18	19	20
被害対象					
自動車	3	1	0	1	0
建築物	0	0	0	0	0
その他	0	6	4	0	1
計	3	7	4	1	1

(農林水産省ホームページより)

2 ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成 20 年度水質調査結果

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水口での遵守すべき農薬濃度（指針値）等を定め都道府県に通知しています。以降、各都道府県において、同指針に基づき所要の調査、指導が行われています。

このほど平成 20 年度の調査結果が公表されました、前年同様、指針値超過件数は 0 でした。

ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成 20 年度水質調査結果(環境省) (件 (%))

	調査対象 ゴルフ場数	調査対象 農薬数	総検体数	指針値 超過件数	指針値 超過比率 (%)
平成 9 年度	1,990	35	120,774	5	0.0041
平成 10 年度	1,907	35	112,683	2	0.0018
平成 11 年度	1,794	35	95,760	0	0
平成 12 年度	1,673	35	84,071	2	0.0024
平成 13 年度	1,526	35	78,184	0	0
平成 14 年度	1,539	45	79,893	1	0.0013
平成 15 年度	1,233	45	60,858	0	0
平成 16 年度	997	45	45,880	0	0
平成 17 年度	833	45	35,687	0	0
平成 18 年度	786	45	30,430	0	0
平成 19 年度	754	45	27,365	0	0
平成 20 年度	634	45	23,403	0	0

平成 20 年度調査結果の概要

報告都道府県数：45、調査対象となったゴルフ場数：634 カ所、調査対象農薬数：計 45 種（成分）、
総検体数：23,403 検体、検出状況：指針値超過検体 なし

(環境省ホームページより)

3 平成 16 年度農産物中の残留農薬検査結果取りまとめ

厚生労働省は、平成 16 年度に実施された農産物中の残留農薬検査結果を取りまとめるため、地方公共団体における検査結果（98 団体より資料提供の協力を得た。）及び検疫所における検査結果を合わせて集計した。その概要は次のとおりです。

農産物中の残留農薬検査結果等（厚生労働省発表資料より） (件 (%))

	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度
検査数	2,439,341	2,129,338	910,989 件
農薬検出数	4,895 (0.20%)	4,894 (0.23%)	3,282 (0.36%)
国産品	1,260 (0.32%)	1,188 (0.34%)	868 (0.44%)
輸入品	3,635 (0.18%)	3,706 (0.21%)	2,414 (0.34%)
基準値を超えた数	65 (0.01%)	66 (0.01%)	110 (0.03%)
国産品	14 (0.01%)	15 (0.01%)	27 (0.02%)
輸入品	51 (0.01%)	51 (0.01%)	83 (0.03%)

本集計結果は平成 15 年度の集計結果とほぼ同様の傾向を示しており、農薬が検出された割合、基準値を超えた割合のいずれも極めて低いことから、我が国で流通している農産物における農薬の残留レベルは低いものと考えられる。

(厚生労働省ホームページより作表)

● 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル案に対する意見の募集 について

環境省は、平成 22 年 4 月 12 日、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」の案を作成し、意見を募集しています。

環境省は、この度、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」(以下「管理マニュアル」)の案を作成しました。

環境省では、公園や街路樹等の市街地において使用される農薬の飛散リスクの評価・管理手法を確立するため、平成 17 年度から「農薬飛散リスク評価手法等確立調査事業」を実施するとともに、平成 18 年度からは、農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会を設置し検討を進めてきました。

平成 20 年 5 月には、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」(以下「暫定マニュアル」)を取りまとめ、公表しているところですが、今般、調査結果に係る本検討会の議論を踏まえ、暫定マニュアルを改訂し、管理マニュアル案を作成しました。

この管理マニュアルは、公園・街路樹等における病害虫等の管理に関し、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の考え方を基本とし、自治体等がそれぞれの環境等に適した管理体系を確立していく上での参考情報を提供し、農薬飛散によるリスクを低減するために作成したものです。

本誌の読者の皆様におかれましては、積極的に意見を提出して下さい。

なお、この中では、「7.2.9 農薬散布を委託する場合の留意点」の記述中に、「業者の選定にあたっては、県が認定している農薬管理指導士や(社)緑の安全推進協会が認定している緑の安全管理士等の資格を有する者が作業を実施、又は監督できる業者を選定することが望ましい」とされています。

管理マニュアル案、募集要項等の詳細は

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12380>を参照願います。

★ 協会からのお知らせ

はじめに

当協会の実施しております事業、行事並びに実施を予定しております事業等についてお知らせしますので、奮ってご参加ください。

なお、今後開催されます行事等につきましては、開催近くに改めて、詳細につきましてご案内申し上げます。

また、当協会のホームページ <http://www.midori-kyokai.com/index.html> では行事を含め各種の情報を掲載しておりますのでご参照ください。

1 「緑の安全管理士」認定研修及び管理士会支部大会（含む更新研修）

平成21年度実績

「緑の安全管理士」認定研修会

研修会	開催日時	開催場所	電話
21年度認定研修会	平成21年11月25日 27日（金）（3日間）	共栄火災海上保険(株) 研修室 東京都港区新橋1-18-6	03-5209-2511

支部大会（資格更新研修）

支部名	開催日	会場	電話
北海道支部	11月19日（木）	札幌ガーデンパレス	011-261-5311
東北支部	12月8日（火）	ホテル白萩	022-265-3412
関東・甲信越支部 （Ⅰ）	11月24日（火）	北ピア	03-5390-1100
関東・甲信越支部 （Ⅱ）	11月30日（月）	北ピア	03-5390-1100
東海・北陸支部	12月22日（火）	名古屋中小企業福祉会館	052-221-6721
近畿支部	2月18日（木）	新梅田研修センター	06-4796-3371
中国・四国支部	2月17日（水）	オルガホール	086-223-8100
九州・沖縄支部	2月16日（火）	天神クリスタルビル	092-771-1730

2 講師派遣事業の実施

- (1) 内 容：都道府県、農業団体等からの農薬等に係る研修会等の講師派遣依頼に対応して、的確な講師を派遣します。
- (2) 手続き：講師派遣を希望する者は、当会会長あてに「講師依頼派遣書」（当会のホームページ <http://www.midori-kyokai.com/haken/index.html> からダウンロードして下さい。）を提出して下さい。当協会から、受諾する旨の「講師派遣受諾書」を返送いたします。
- (3) 費 用：講師派遣に要する費用は無料です。但し、教材等の作成に要する費用については実費を請求（詳細は、相談させていただきます）させていただきますことがあります。
- (4) 窓 口：当協会の事務局長 常木洋和
電話番号： 03-5209-2511
FAX 番号： 03-5209-2513
メール： midori@midori-kyokai.com

3 電話相談室

- (1) 内容：農業生産者、一般市民からの農薬に関する問い合わせ及び相談に応じます。
- (2) 名称：農薬総合相談室（略称「農薬でんわ相談」）です。
- (3) 費用：無料です。
- (4) 電話番号： 03-5209-2512
- (5) 農薬安全相談室長 1 名が担当者として対応します。また、当該室の円滑な運営のため、当会事務局が支援します。

4 当協会の定例理事会及び総会

平成 21 年度実績

- 平成 21 年度第 1 回理事会及び総会（平成 21 年 5 月 29 日）
- 平成 21 年度第 2 回理事会及び総会（平成 22 年 3 月 25 日）

5 「グリーン農薬総覧」追補 2010 年版の刊行について



当協会では、現場における農薬使用者の皆様に対し、最新の情報を提供する観点から、「グリーン農薬総覧」を毎年刊行しています。今般、「グリーン農薬総覧—2009」の改訂追補版として「追補 2010 年版」を刊行いたしました。

内容は、①「グリーン農薬総覧—2009」編集後の 2009 年 1 月～2010 年 1 月において新しく登録並びに適用拡大等のあったものについて追加、変更等 ②掲載全農薬に登録を取得している適用作物全てを記載 ③樹木及び樹木類分野での病虫害及び雑草防除に登録取得している薬剤を対象分野別の取り纏め等について改訂いたしました。

本シリーズは、病虫害、雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として当協会

が発行しているものですが、農薬の安全且つ適正使用のためのバイブルとして広くご活用され、ゴルフ場及びその他の分野における緑の保全に大いに貢献していると好評を博しています。

このたび発刊の「追補 2010 年版」を既刊の「グリーン農薬総覧—2009」とセットでお取り揃えいただき、農薬の流通及び使用の場面で大いに活用いただき、農薬の安全性確保に万全を期して頂きたいと思ひます。

みどりのたより

第45号

発行日 平成 22 年 4 月 22 日

発行 (社) 緑の安全推進協会

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4

(全農薬ビル 5 階)

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>